

県内向けプロモーション業務委託 仕様書

〔1〕 委託業務名 県内向けプロモーション業務委託

〔2〕 目 的

新型コロナウイルスの感染拡大により観光産業は打撃を受けるとともに、旅行者ニーズも安心・安全な旅行を求め近隣地域への旅行が注目されるようになり、マイクロツーリズムの流れが人々に根付き始めている。

こうした旅行者ニーズの変化を汲み、令和2年度に広域観光連携推進協議会（以下、本協議会という）が造成した周遊モデルコースについて、県内をターゲットにSNS広告を含むWEB広告（以下、WEB広告等という）を活用したプロモーションを実施する。

本事業を実施することにより、WEB広告等を活用した情報発信を通じて、松山市・東温市・砥部町（以下、2市1町という）の魅力を発信するとともに、県内からの集客に繋げる。

〔3〕 履行期間 契約締結日 から 令和4年3月31日まで

〔4〕 履行場所 会長が指定する場所

〔5〕 業務概要

マイクロツーリズム推進の観点から、県内向けに2市1町の魅力を発信するため、県内向けにWEB広告等を活用した情報発信を行う。なお、広告に使用する動画や写真等のデータは本協議会が提供する。

企画・実施に当たっては、提案するターゲットへの訴求力を考慮し、2市1町への観光客誘致につながるように留意すること。

〔6〕 業務項目

1. WEB広告等の掲載

(1) 広告掲載地域

県内全域

(2) 掲載期間

令和3年10月より1か月間

※新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、実施前に本協議会と十分な協議を行うこと。

※協議の結果、実施時期を変更することがある。

(3) 掲載媒体

掲載媒体については、Youtube や Instagram 等の SNS やディスプレイ広告等の訴求力のある媒体とし、企画書に提示すること。なお、独自の広告配信サービスを展開している場合は、その有効性や効果等を示した上で提示すること。

(4) 掲載回数

2市1町の魅力をPRするために効果的な掲載回数を企画書に提示し、実施すること。

(5) モデルコース

○家族旅

(北条鹿島、太田屋旅館、鹿島周遊船「愛の航路」、いちご日和、母恵夢スイーツパーク、井内の里 人空田、砥部町陶芸創作館、Zoo's Kitchen、砥部町陶街道ゆとり公園)

<https://matsuyama-sightseeing.com/course/course05/>

○女子旅

(白糸の滝、滑川溪谷、金毘羅寺、みつこカフェ&ダイニング、東温かんきょう農園、道後温泉別館 飛鳥乃湯泉、伊佐爾波神社、円満寺、pizzeria39、農村工芸体験館、すこし屋、森陶房)

<https://matsuyama-sightseeing.com/course/course06/>

○大人旅

(白猪の滝、東温市さくらの湯観光物産センター、Trattoria Firenze、水口酒造、子規記念博物館、道後ぎやまんガラス美術館、道後温泉本館、変幻自在かめりあ、坂村真民記念館、陶芸の道・陶祖ヶ丘、砥部焼観光センター 炎の里)

<https://matsuyama-sightseeing.com/course/course08/>

○男子旅

(衝上断層公園、金毘羅山公園、焼肉慶州 原町店、café kuromori、みなら産直物産市 あさつゆマルシェ、上林森林公園、寿温泉、那須、泊町の砂浜、夕日ヶ峠)

<https://matsuyama-sightseeing.com/course/course07/>

2. 受託者が提案する効果的な企画

本事業の目的を達成するための独自提案を可能とする。

ただし、提案限度価格内で実行できるもので、追加予算を必要としないものに限る。

3. 事業効果の分析

本事業による目標を事前に設定した上で、事業完了後、効果測定を行い、報告すること。

なお、効果測定の方法については事業者の提案によるものとし、あらかじめ企画書に提示すること。

[7]. 提案事項

企画提案書には、以下の項目を掲載すること。

企画内容を説明するために、市場分析・現状分析など項目以外の内容の掲載も可能である。

1. 事業コンセプト、タイトル案、ターゲット

2. 事業の実施企画

(1) WEB広告等の掲載

(2) 受託者が提案する効果的な企画

(3) 事業効果の分析

3. 実施スケジュール

[8] その他運営上の要件

1. 実施体制

事業全体を管理するため、統括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

2. 本協議会事業との連動

本協議会の観光事業と相乗効果をもたらすよう連携を図ること。

3. 第三者が権利を有する素材の活用

業務を実施するにあたり、第三者が権利を保有するデータ（タレント等の著名人など）の活用も可とする。その際には、権利保有者との交渉、契約締結、費用の支払い等、その他付随する業務全般を実施すること。

4. 定期ミーティングの実施

本業務の進め方の協議や進行管理・成果等について、常に本協議会と連携を図り、情報共有しながら適切な業務が遂行されるよう定期ミーティングを行う。

5. 企画提案内容の実施について

本プロポーザルは、業務を共に進める相手方を特定するために実施しており、企画提案内容の実施については、本協議会と協議し、企画詳細の検討を行う。

[9] 報告書・成果品の提出

1. 調査報告書

上記〔1〕～〔7〕の業務内容を集約し、分析したものを報告書としてまとめ、令和4年3月24日までに書面およびデータで作成し、本協議会に納品すること。

2. 業務完了報告書 ※本協議会指定様式

令和4年3月24日までに本協議会に提出すること。

[10] 契約に関する条件等

1. 再委託等の制限

原則として、本件業務の一部または全部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ当該作業を完全に履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を発注者に提出し、承諾を得た場合はこの限りではない。

なお、本件業務に伴う成果物については、物品等の製造いかんに関わらず、受託者が最終責任を負うこととし、これが受託者と製造者との契約等によって担保されていること。

2. 成果品の利用及び著作権

ア) 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号

第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する現著作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに本協議会に無償で譲渡するものとする。

イ) 受託者は、本著作物に関する著作権人格権を行使しないものとする。

ウ) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任・費用負担は、受託者が負うものとする。

3. 業務の履行に関する措置

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを

要求することができる。受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に本協議会に書面で通知しなければならない。

4. 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

5. 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、松山市個人情報保護条例を遵守すること。

6. 損害賠償責任

受託者は、本業務の実施に関し故意または過失により本協議会又は第三者に損害を及ぼしたときは受託者がその賠償額を負担する。ただし、損害の原因が不可抗力によるものと認められた場合は双方協議のうえ決定する。

7. 仕様変更

やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ本協議会と協議のうえ、承認を得ること。